

表2 対象年齢・保育時間・延長保育時間

保育園等名	対象年齢	開所時間 (土曜は希望保育)	短時間保育認定の 延長時間および延長料金		標準保育時間認定の 延長時間および延長料金	
			朝	夕方	朝	夕方
私立 杉の子幼稚園 附属保育園 つくしんぼ	生後3カ月 ～2歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時		平日 午後6時31分 ～7時
				土曜 午後4時～6時		
				延長料金:30分毎に100円		延長料金:30分100円
私立 小規模 保育事業所 おひさま	首がすわってから (概ね4カ月) ～2歳児	午前7時15分 ～午後6時45分 (土:午前7時15分 ～午後5時45分)	午前7時15分 ～7時45分	平日 午後3時45分 ～6時45分	平日 午前7時15分 ～7時45分 (土曜日は かかりません)	
				土曜 午後3時45分 ～5時45分		
				延長料金:30分毎に70円		延長料金:30分70円
私立 アンジュール 保育園	生後8カ月 (要相談) ～2歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時		平日 午後6時31分 ～7時
				土曜 午後4時～6時		
				延長料金:30分毎に100円		延長料金:30分100円
私立 おおきくなあれ 保育園みよた	生後8カ月 ～5歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前8時 ～午後6時)	平日 午前7時30分 ～8時30分	平日 午後4時30分 ～7時		平日 午後6時31分 ～7時
			土曜 午前8時 ～8時30分	土曜 午後4時30分 ～6時		
			延長料金:30分毎に100円	延長料金:30分100円		
私立 たんぼぼ保育園	生後10カ月 (要相談) ～2歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時	平日 午前7時30分～8時 (土曜日は かかりません)	
				土曜 午後4時～6時		
				延長料金:30分毎に70円		延長料金:30分70円
公立 やまゆり保育園 公立 雪窓保育園	離乳食完了期の お子さま ～5歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時		平日 午後6時31分 ～7時
				土曜 午後4時～6時		
				延長料金:30分毎に70円		延長料金:30分70円
私立 杉の子幼稚園 附属保育園 つくしんぼAmi	3歳児～5歳児	午前7時30分 ～午後7時 (土:午前7時30分 ～午後6時)	午前7時30分 ～8時	平日 午後4時～7時		平日 午後6時31分 ～7時
				土曜 午後4時～6時		
				延長料金:30分毎に100円		延長料金:30分100円



令和8年度 保育園等 入園の申し込みを受け付けます

令和8年度の保育園等入園申し込みを次のとおり受け付けます。
入園を希望する場合は、期間内に必ず申し込みください。



- **申し込みいただける方**

保護者のいずれれもが、次の理由により家庭で児童を保育できない場合

 - 保護者が家庭の外もしくは中で、児童と離れて家事以外の仕事をしている場合
 - 保護者が病気、負傷、心身に障がいをする場合
 - 保護者が出産の前後である場合
 - 保護者が長期にわたる病人、または心身に障がいをする親族を常時介護している場合
 - 保護者が求職中（原則として3カ月間）の場合
 - 保護者が就学中である場合
 - 家庭に火災や風水害等の災害があった場合

等

● **保育時間・延長保育**

保育園等を利用する際には、入園を希望する保護者からの申請に基づいて町が保育の必要性を認定します。

保育の必要量（就労時間など）によっていずれかの保育時間に認定されます。

● **保育標準時間**

フルタイム就労を想定した利用時間
(最長11時間保育)

● **保育短時間**

パートタイム就労を想定した利用時間
(最長8時間保育)
- ※3歳未満児は、保育時間によって保育料が異なります。保育料は公立・私立共通です。詳細は町ホームページをご覧ください。

※保育時間によって延長保育料金が発生する時間帯が各園で異なります。詳細は表2をご覧ください。

● **申込方法**

① 申請書（入園を希望する子ども人数分）・② 保育が必要であることを証明する書類（表1参照）を提出してください。

● **申請書等配布期間**

【新規・転園の方】
配布中

【継続の方】
10月1日(水)～

● **申請書配布場所**

町民課（子ども係）役場1階5番窓口、町ホームページ
※すでに入園している児童については、園から申請書を配布します。

※新規・転園の方と継続の方で様式が異なります。転園を希望される方は、園から配布される申請書ではなく、こども係で配布する申請書をご提出ください。
- | 表1 | 保育が必要である要件 | 証明書類 |
|----|------------------|--|
| | 保護者が仕事に従事している場合 | 就労証明書(町様式で就労先に作成を依頼してください)
※令和8年度中に育児休暇から復職予定の保護者分も必要です |
| | 病気・負傷療養中である場合 | 医師の診断書 |
| | 親族を常時看護・介護している場合 | 看護・介護の事実がわかる書類 |
| | 妊娠・出産の場合 | 母子手帳の写し |
| | 求職中の場合 | 求職に関する申立書 |
| | 就学中の場合 | 就学証明書等 |
| | 上記以外の場合 | お問い合わせください |
- **広域入所について**

町内に居住し、保護者の勤務の都合や里帰り出産などにより、町外の保育園等に入園を希望する場合も、申し込みが必要です。

ただし、入所にあたっては、広域入所基準を満たし、希望施設に空きがある場合に限り、申し込みをお問い合わせください。

● **からの利用を希望する方**

（育児休暇から復職予定、御代田町に転入予定、出産予定等）も期間内にお申し込みが必要になります。

募集園児数を超える申し込みがあった場合は、希望以外の保育園等に入園していただくことや令和8年度中の入園をお約束できないことがあります。

広報9月号でお知らせしたとおり、新規・転園の申し込みをされた方については、保育施設利用調整基準表を用いて入園を決定します。

期日までに添付書類の提出がない場合は、減点となりますのでご注意ください。

期間を過ぎてからの申し込みは受け付けません。

● **申込期間**

【新規・転園の方】
10月14日(火)～31日(金)

【継続の方】
10月14日(火)～11月14日(金)

※保育が必要であることを証明する書類の取得に時間がかかる場合は、必ず申込期間内にご連絡ください。

● **受付場所**

【新規・転園の方】
町民課（子ども係）役場1階5番窓口または郵送（申込期間内必着）

【継続の方】
通園中の園または町民課（子ども係）電子申請（園から配布する）案内をご確認ください。

● **受付時間**

平日 午前8時30分～午後5時15分
10月23日(木)、28日(火)、31日(金)は午後7時30分まで

● **注意事項**

令和8年度から、すでに保育園に通園している方は、**在園している園に継続して通園することができるようになります。**変更点の詳細については、広報9月号をご確認ください。

令和8年4月1日から利用の方だけでなく、**年度途中**

申し込み・問い合わせ先
町民課（子ども係）
323114

(5) みよた広報 やまゆり 2025年10月号

みよた広報 やまゆり 2025年10月号 (4)